

資料編

1 子ども・子育て会議委員名簿

No.	分野	氏名	所属団体等(職名)
1	学識経験者	山田 美津子	静岡福祉大学(学事顧問・特任教授)
2		鈴木 敦子	元小学校長、元教育委員
3	子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者	村松 幹子	焼津市保育園協会(会長)
4		相田 芳久	焼津市私立幼稚園協会(会長)
5		橋ヶ谷 昌広	放課後児童クラブ運営法人 (焼津市社会福祉協議会 大井川支所長)
6		白鳥 光美	焼津市子育て支援センター運営法人 (子育て広場なかよし 相談員)
7	子どもの保護者	櫛田 晃治	焼津市保育園保護者会連合会(会長)
8		曾根 若葉	焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 (会長)
9		小林 愛奈	焼津市公立幼稚園 PTA(代表)
10		畑口 里美	焼津市 PTA 連絡協議会(母親委員長)
11		青嶋 朋隆	放課後児童クラブ保護者 (ゆりかご西クラブ 保護者代表)
12	経済、労働関係 団体に従事する者	山中 敬弘	焼津商工会議所青年部(研修委員)
13		山村 耕史	志太地区労働者福祉協議会(副会長)
14		柴山 明範	焼津公共職業安定所(所長)
15	その他市長が必要と認める者	片野 千鶴	焼津市立焼津東小学校(校長)

2 焼津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、焼津市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、焼津市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 経済又は労働関係団体に従事する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、子育て会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 焼津市役所

編集 焼津市こども未来部子育て支援課

〒425-8502

焼津市本町5-6-1（市役所アトレ庁舎1階）

TEL 054-626-1137

FAX 054-626-2187

Email kosodate@city.yaizu.lg.jp

第2期焼津市 子ども・子育て支援事業計画